

実績報告書ポイントチェック表

≪書類作成時の注意点≫

○消せるボールペンの使用は認められません。

○誤って記入した場合には、二重取り消し線を引いて訂正してください。修正液・修正テープ等による訂正は認められません。

○ご提出いただいた書類はお返しできません。

○ポイントのみを記載しています。提出前に手引き等も参照してよくご確認ください。

○このポイントチェック表も書類一式と併せてご提出ください。※提出は環境政策課窓口（市役所5階）へ直接お持ちいただくか、郵送（簡易書留又はレターパックプラス）にてご提出をお願いします。

【共通】

≪作成のポイント≫

確認

川越市再生可能エネルギー機器等普及促進事業補助金実績報告書（様式第4号）

『代理人の変更』が「有」の場合、所定の委任状を添付していますか。

補助金の振込先口座情報は、申請者本人でかつ個人名義になっていますか。

申請者本人以外への振込はできません（生計を共にする同居者であっても不可）。

【太陽光】『太陽電池の最大出力』には、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。小数点第3位以下があるときは、これを切り捨て、小数点以下2けたまで記入してください。

『市の補助金額』の欄に記載されている金額は、『設置に要する経費』から『国の補助金額』及び『埼玉県の補助金額』を差し引いた額の1/2より大きい額になっていませんか。

補助対象設備の設置に係る経費の支払いを証する書類の写し（領収書又は支払い証明書）

必要な額の印紙が添付してありますか。（領収書の写し）

日付、宛名、販売者名が明記しており、支払いが終了していることを確認できますか。

宛名は申請者本人ですか。

但し書き等で補助対象機器ごとの設置に要する経費が確認できますか。

確認できない場合には領収金額の内訳書を添付する必要があります。

設置者の世帯全員の住民票（コピー不可）

コピーは受け付けません。実績報告書を提出する日から3か月以内に発行されたもののみが有効です。

世帯全員が記載されていますか。

世帯全員の住民票は末尾に「この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。」と記載されます。

実績報告書提出までに、補助対象機器を設置した住宅の住所に住民登録をし、新住所の住民票を取得してください。

マイナンバーが記載されていない住民票を提出してください。

代理の方が取得する際には、所定の委任状（注：補助金申請とは別のもの）の提出、公的な身分証明書の提示が必要です。

納税証明請求書兼証明書

申請者本人について証明を受けてください。

実績報告書を提出する日から1か月以内に発行されたもののみが有効です。

所定の様式（納税証明請求書兼証明書）を収税課（市役所本庁舎2階）、各市民センター、川越駅西口連絡所に持参し、証明を受けてください。なお、川越駅西口連絡所での受付時間は平日9時30分～17時15分までとなります。平日17時15分以降及び土曜日は発行できません。

納税した日から1か月以内に納税証明書を取得する際には、当該領収書の提示を要する場合がありますので、領収書を持参してください。

代理の方が取得する際には、所定の納税証明書用の委任状（注：補助金申請とは別のもの）の提出及び代理の方の公的な身分証明書の提示が必要です。

【太陽光発電システムのみ】

太陽光発電システムの設置状態を示す写真（建物全景、モジュール、パワコンの3点）	
カラー写真であり、画質は鮮明で確認に十分な大きさに印刷されたものですか。	
建物全景は、設置後（連系後）のモジュールも含めてわかるものになっていますか。 陸屋根等により撮影が困難な場合には、建物全景を撮影し、モジュールの設置図面を添付してください。	
モジュール、パワーコンディショナー（インバータ）、がそれぞれ撮影されていますか。（※型番表示でなく設置状況がわかる写真）	
太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示す書類の写し（「出力対比表」等）	
モジュール1枚毎の製造番号および測定値がすべて記載されていますか。	
電力会社との電力受給契約の内容を示す書類の写し（「接続契約のご案内」の写し等）	

【太陽熱利用システムのみ】

太陽熱利用システムの設置状態を示す写真（建物前景、集熱器、蓄熱槽の3点）	
カラー写真であり、画質は鮮明で確認に十分な大きさに印刷されたものですか。	
建物全景、集熱器、蓄熱槽等が撮影されていますか。	
太陽熱利用システムの保証書の写し	
メーカーが発行した保証書ですか。	
①メーカー名 ②販売店名、住所 ③設置者名、住所 ④保証開始年月日 ⑤システム型式 ⑥集熱器型式、製造番号 ⑦蓄熱槽型式・製造番号 が記載されていますか。	

【エネファームのみ】

エネファームの設置状態を示す写真（貯湯ユニット、燃料電池ユニット、銘板の3点）	
カラー写真であり、画質は鮮明で確認に十分な大きさに印刷されたものですか。	
貯湯ユニット、燃料電池ユニット、銘板が撮影されていますか。	
エネファームの設置場所がわかる配置図	
エネファームの設置場所がわかる配置図を添付してください。	

【蓄電池のみ】

蓄電池の設置状態を示す写真（蓄電池、銘板の2点）	
カラー写真であり、画質は鮮明で確認に十分な大きさに印刷されたものですか。	
蓄電池本体、銘板が撮影されていますか。	
蓄電池の設置場所がわかる配置図	
蓄電池の設置場所がわかる配置図を添付してください。	

※提出は環境政策課窓口（市役所5階）へ直接お持ちいただくか、郵送（簡易書留又はレターパックプラス）にてご提出をお願いします。

※ポイントのみを記載しています。提出前に手引き等も参照してよくご確認ください。

※このポイントチェック表も書類一式と併せてご提出ください。

【お問い合わせ】

川越市 環境政策課 地球温暖化対策担当 〒350-8601 川越市元町 1-3-1
 電話 049-224-5866 FAX 049-225-9800
 電子メール kankyoseisaku★city.kawagoe.lg.jp （メール送信の際は★を@に置き換えてください。）